

「つや姫」種子の取り扱いに関する注意について

～ 種子の配付を受けられる生産者の方々へ ～

「つや姫」は、山形県が育成した水稻の登録品種であり、種苗法により品種登録を受け、「育成者」の権利が保護されています。

そのため、「つや姫」種子の宮城県内での生産・配付に当たっては、みやぎ農業振興公社が山形県と「登録品種に係る利用権設定契約」を締結しています。

利用権許諾の条件は、

- ① 「食用として生産する有機栽培、特別栽培及び特別栽培と同等の安全性が確保される栽培とすること」
- ② 栽培は「宮城県内の生産者に限定すること」

となっています。

山形県との利用権許諾の条件を守るため、つぎの点を遵守してください。

- ① 主食用として栽培し、主食用以外での作付けは行わない。
- ② 環境保全米等の特別栽培又は有機栽培等とし、慣行栽培での作付けは行わない。
- ③ 配付した種子は宮城県内での栽培とし、種子の譲渡や他県での栽培は行わない。

※「つや姫」の栽培に当たっては、栽培暦や宮城県の「つや姫の作付け方針」を確認してください。

※種苗の自家採種、不正な入手や譲渡などにより育成者の権利を侵害した場合、「種苗法」に基づき刑事罰や損害賠償等の対象となる恐れがあります。



種子配付： J Aみやぎ仙南 営農経済部 生産資材課
Tel：0224-63-0033 Fax：0224-63-3417

宮城県（農政部みやぎ米推進課）
全国農業協同組合連合会宮城県本部
公益社団法人みやぎ農業振興公社（原種苗部）